

税理士
法人

AIF事務所便り

2026.11.1/412 号



contents

- ◆今年の年末調整 ー令和 8 年度税制改正による所得税の見直しー
星野 柚奈
- ◆税務調査を受ける心構え 税理士 今西崇男
- ◆日本の税の歴史 税理士 今西崇男
- ◆大学卒・高校卒の初任給情報（2026 年）

今年の年末調整 ― 令和 8 年度税制改正による所得税の見直し ―

今年もそろそろ年末調整準備の時期となりました。

令和 8 年分の年末調整は、税制改正に伴い例年とは計算ルールが大きく変更されます。

今回の改正では、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」が見直され、いわゆる「103 万円の壁」が 178 万円へと引き上げられるなど、手取り額や働き方に大きく関わる改正が行われました。

1. いつから変わる？

今回の改正は、原則として令和 8 年 12 月 1 日から施行されます。

そのため、実務上の運用は以下のようになります。

令和 8 年 11 月まで：従来の源泉徴収税額表に基づいて毎月の給与計算を行います。

令和 8 年 12 月：改正後の新ルール（引き上げられた控除額）を適用し、年末調整にて年間の税額を精算します。

2. 基礎控除が大幅に引き上げられます

令和 8 年度税制改正では物価上昇等への対応として基礎控除が拡充されました。

本則部分が 62 万円（旧 58 万円）に引き上げられたことに加え、令和 8 年・9 年分の特例措置により、合計所得金額 489 万円以下の方の基礎控除額は最大 104 万円に拡大されます。

そのため、同じ給料額であっても昨年比で所得税額が少なくなる（減税される）方が多くなります。

3. 給与所得控除も見直されます

会社員やパート・アルバイトなど給与所得がある方に適用される給与所得控除も見直されます。

給与所得控除の最低保障額が、従来の 65 万円から 74 万円へ引き上げられます。（令和 8 年分・9 年分の特例措置）

4. 扶養親族などの所得要件も確認しましょう

基礎控除や給与所得控除の引き上げに伴い、扶養親族等の所得基準も見直されています。

扶養親族や同一生計配偶者の判定基準となる合計所得金額が「62 万円以下」に引き上げられたため、給与収入のみであれば「136 万円以下」までが扶養対象の目安となります。

年末調整では、従業員の方から提出される各種申告書をもとに扶養状況を確認します。

「子どものアルバイト収入がある」

「配偶者がパートをしている」

「扶養に入れている家族の収入が昨年と変わった」

といった場合は、ご家族の今年の収入見込みを改めてご確認くださいようお願いいたします。

5. おわりに

今回の改正は、手取り額に影響するだけでなく、会社側の年末調整実務にも大きく影響します。

特に今年は 12 月の年末調整で新しい制度が一斉適用となります。

実際の税額や控除の適用については、所得金額や家族構成等により異なりますので、ご不明な点などがございましたら担当者へご相談ください。

星野 柚奈

税務調査を受ける心構え

“税務調査”と聞けば、「え？何しにくるの？」を身構えてしまう方、不安な気持ちからか普段とは違った高圧的な態度をとる方、威嚇してしまう方もいらっしゃいますが、そのような態度をとられたとしたら、「何かやましいことでもあるのかな？」と変に勘ぐられたり、「そういう態度をとるのなら」と調査がスムーズにすすまなくなってしまう、陰悪な関係となってしまうでしょう。

また、落ち着きのない態度や不用意な発言も控えましょう。質問されていないことをベラベラ話す必要はありませんし、質問されたことに対して過剰に反応する必要も、逆にへりくだる必要もありません。調査官からの質問や発言に対して反論や意見があれば、発言を最後まで聞いたうえで、毅然とした態度で理路整然と述べればよいのです。証拠となる書類を用意した上で発言するとなおよいでしょう。

税務調査の連絡がきた

- ・あわてず、騒がずに、まず当事務所担当者へ連絡してください。
- ・心配事があれば、事前に必ず当事務所担当者へ相談しましょう。

事前の準備は何をしたらいい？

- ・当日必要となる書類（申告書類や帳簿類、契約書類、組織図等）の準備をします。
- ・当日調査を行う場所を確保しておきます。応接室などの個室か、仕切りのある場所がよいでしょう。
- ・当事務所担当者と調査対象年度内の懸案事項について検討しましょう。
- ・不安な気持ちがあれば、当事務所担当者に話して気持ちを落ち着かせましょう。

当日の対応はどうしたらいい？

- ・誠実な対応をこころがけましょう。（威圧、高圧、威嚇、は絶対 NG です）
- ・雑談も調査官にとっては貴重な情報源です。不用意な発言は控えましょう。
- ・調査官からの質問で理解できない場合には、遠慮せずに聞き返しましょう。その場合には、相手の話の途中で聞き返すのではなく、最後まで聞いてから聞き返すようにしましょう。
- ・調査官の質問や指摘事項について反論すべきことは、自信を持って冷静に理路整然と行いましょう。感情的な態度は、相手から見て「怪しい」と捉えられてしまいます。冷静に応えてください。
- ・調査官から事情聴取を受けるときには、一人で受けないで、必ず税理士または上司を同席させて下さい。受ける前に、必ず当事務所担当者へ相談しましょう。

税務調査を受ける心構え 2

税務調査準備チェックリスト

- ・概況説明
会社案内・HP・組織図・社員名簿等
- ・経理関係
過去3年分の決算書
3年分の総勘定元帳
その他 補助簿
固定資産台帳
売上証憑 請求書控え・領収書
支払証憑 請求書・領収書・銀行振込証憑
稟議書・議事録 契約書
就業規則・賃金規定・旅費規程等
- ・総務・給与関係
源泉徴収簿・扶養控除等申告書・タイムカード・退職所得受給申告書

事前準備事項

- ・机・書棚・金庫内の整理。私物等ないかの確認、不用品の処分
- ・金銭出納帳等、日々締切る帳簿類については、調査直前日までの処理を完了する
- ・受払簿があるものは実物との突合を済ませる（現金・小切手・手形・印紙・切手・テレカ・ハイカ等）
- ・各書類に貼られたメモ・付箋紙の確認・処分
- ・年度末購入備品の使用状況、及び、決算時在庫計上していない用品類（パンフレット等）の開封状況確認
- ・パソコン内のファイル・電子メール等の整理
不要なファイル・メール送受信の記録は削除 ※パソコン内を閲覧されるケースもあります
- ・店舗、工場、倉庫等の実地確認にも対応できるように準備

調査官の求めによる「申立書」「質問てん末書」（税務署長宛となる）は、会社の行為（不正等）を立証するための目的があります。したがって、下記の項目に留意し落ち着いて必ずよく確かめて対応して下さい。

留意事項

- ①内容をよく確認して、事実と異なるものは修正する。
- ②追加したいことを加筆してもらう。
- ③必ず上司か税理士を同席させ、一人で署名しない。

税理士 今西崇男

日本の税の歴史

弥生時代

3世紀頃、魏志倭人伝に日本の税に関する最初の記述があり、卑弥呼が支配する邪馬台国では、税が納められていたと記載されています。

飛鳥・奈良時代

645年、新しい税制制度を含む唐にならった国づくりを目指し改革に着手しましたが（大化の改新）、その実現にはこののち50年ほどかかりました。

租・庸・調は、中国の唐の制度を、日本独自の租税制度として確立したものです。

租は農民に課税され、税率は収穫の約3%でした。庸は都での労働（年間10日間）又は布を納める税、調は布や絹などの諸国の特産物を納めるものでした。

また、地元で60日間土木工事などで働く「雑徭（ぞうよう）」というものもありました。

平安・鎌倉・室町時代

平安時代には大きな寺社や貴族の荘園が各地にでき、農民は土地を所有する豪族に対して年貢や公事（糸・布・炭・野菜など）、夫役（労働で納める税）などを納めました。

鎌倉時代は守護、地頭や荘園領主の下で経済が発達しますが、この時代においても農民には年貢のほかに公事と夫役が課せられていました。

室町時代には、税の中心は年貢でしたが、商業活動の発達により商工業者に対しても税が課せられ、街道に設けられた関所では、関銭（通行税）などが税として課せられました。

安土桃山・江戸時代

天下統一を果たした豊臣秀吉は、全国の土地調査を行い、農地の面積だけでなく、土地の良し悪しや農地の収穫高などを調べて年貢をかけました。これを太閤検地といいます。当時の税率は、二公一民といい、収穫の三分の二を年貢として納めるという大変厳しいものでした。

この田畑の収穫高に応じて課税する年貢は、江戸時代になってもそのまま受け継がれました。また、商工業者に対する税も、運上金・冥加金（株仲間と呼ばれる同業者に商売の特権を認める代わりに納める税）といったかたちで納められました。

明治時代

明治政府は、明治6年（1873年）に地租改正を実施し、地価の3%に課税しました。また、所得税や法人税が導入されたのも同じ明治時代で、それぞれ1887年、1899年です。

ちなみに所得税は、所得金額300円以上の人のみを対象とし、納税者は当時の人口の約0.3%しかいなかったため、『名誉税』とも呼ばれていたそうです。

大正・昭和時代

大正時代から昭和初期にかけては、戦費調達のため、増税が続きました。一方で、現在ある税のしくみができ始めたのもこの頃です。

昭和25年（1950年）にはシャープ勧告に基づき税制改革が行われました。この勧告の考え方は、今日においても税制度の基盤であるといわれています。

平成・令和時代

平成元年（1989年）に、商品の販売やサービスの提供に対して3%の税金を納める消費税の導入や所得税の減税などを含む大幅な税制の改革が行われました。この消費税は平成9年（1997年）から5%に、平成26年（2014年）から8%、令和元年（2019年）から10%になりました。

税理士 今西崇男

大学卒・高校卒の初任給情報（2026 年）

大学卒の全国計は 25 万円超に

大学卒男性の初任給は全国平均が 26.0 万円でした。26 万円以上となったのは、東京都・大阪府・静岡県・神奈川県・埼玉県・千葉県でした。

大学卒女性の初任給は全国平均が 25.6 万円でした。26 万円以上となったのは、東京都・神奈川県・和歌山県でした。

高校卒の全国計は 21 万円以上に

高校卒男性の初任給は全国平均が 21.6 万円でした。22 万円以上となったのは、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・大阪府・京都府・兵庫県でした。高校卒女性の初任給は全国平均が 21.0 万円で、22 万円を超えたのが東京都と神奈川県でした。

2026年都道府県別の大学卒・高校卒初任給（産業計、千円）

	大学卒		高校卒			大学卒		高校卒	
	男性	女性	男性	女性		男性	女性	男性	女性
全国	260	256	216	210	三重県	250	250	217	211
北海道	246	246	213	207	滋賀県	255	256	216	212
青森県	239	240	204	198	京都府	259	253	220	214
岩手県	240	235	201	195	大阪府	264	259	222	217
宮城県	250	249	212	207	兵庫県	255	249	220	213
秋田県	242	238	195	192	奈良県	251	256	213	211
山形県	240	235	196	191	和歌山県	242	260	206	197
福島県	246	237	207	198	鳥取県	231	235	196	196
茨城県	251	252	218	209	島根県	243	249	203	199
栃木県	256	257	216	210	岡山県	248	243	215	204
群馬県	256	251	218	213	広島県	251	247	213	209
埼玉県	260	256	223	217	山口県	256	258	217	205
千葉県	260	259	225	216	徳島県	244	246	210	202
東京都	269	265	229	227	香川県	248	245	214	204
神奈川県	262	260	225	225	愛媛県	240	238	209	198
新潟県	244	239	210	203	高知県	241	240	204	202
富山県	244	245	210	204	福岡県	251	251	218	209
石川県	251	256	212	205	佐賀県	239	234	210	196
福井県	252	249	213	206	長崎県	252	244	206	199
山梨県	243	244	214	206	熊本県	240	241	204	202
長野県	252	250	206	204	大分県	239	234	211	202
岐阜県	253	253	212	205	宮崎県	234	234	196	190
静岡県	263	258	219	211	鹿児島県	245	242	205	200
愛知県	258	256	213	214	沖縄県	226	225	201	199

厚生労働省「新規学卒者初任給情報（令和8年春季卒業者）」より作成